



交通災害共済

家族そろって加入しましょう!!

交通災害共済は、住民一人ひとりが会費を出し合い相互扶助の立場に立って、交通事故の被害者に見舞金をおくり救済しようとする制度です。「車社会」の今、万一の事故に備えて家族で加入しましょう。

請求に必要な書類

必要な書類	見舞金の種別	戸籍簿	身体障害者診断書	身体障害者手帳	死亡診断書又は死体検案書	診断書(交通災害共済用)	交通事故証明書等	会員証(団体会員は不要)
傷害	○					○	○	○
死亡	○				○		○	○
身障	○			○			○	○
交通遺児	○				○		○	○

▼申込と受付

各地区の総務員さんを通じ、パンフレットと申込書が配布されますので、会費を添えて総務員さんに申し込んで下さい。

なお、総務員さんへの申込が遅れた場合は、8月29日(金)までに役場総務課へ申し込んで下さい。

▼期間と会費

共済期間は、9月1日から翌年の8月31日までの1年間で、会費は700円です。(途中加入もできます)

▼事故の届出

事故に遭ったときはすぐに警察に届け出て、後日、交通事故証明書を発行してもらえらるようにして下さい。

▼見舞金

・死亡……150万円
・傷害……2～50万円(治療実日数に応じた額)

※身体障害(1・2級)になつてしまったときは、傷害見舞金のほかに50万円が、また、死亡した会員に遺児がいた場合、一人につき10万円が支給されます。

ご存知ですか?

チャイルドシート助成事業

町では、チャイルドシートを購入した6歳未満の幼児を養育している保護者に対し、その購入代金の2分の1(最高1万円)を助成しています。

申請できる方

- ・6歳未満の幼児を養育している保護者

申請時に必要なもの

- ・印鑑
- ・購入時の領収書
- ・品質保証書等
- ・申請者名義の預金通帳

(郵便局を除く)

助成金の交付

- ・口座振込み
- ※問い合わせ先

総務課広報防災係
☎ 82-8802

